

## 第9-13表 公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	<p>生活保護制度(生活保護法)</p> <p>生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。</p> <p>・財源は、国(3/4)及び自治体(1/4)</p> <p>・給付の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助</p> <p>必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付を原則としている。</p>	<p>(貧困家庭一時扶助)(TANF)</p> <p>・根拠法令は、社会保障法</p> <p>・管理運営主体は、州</p> <p>・財源は、連邦及び州の一般財源</p> <p>・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等</p> <p>・給付内容は、州ごとに決定</p> <p>(その他の扶助)</p> <p>(1)補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者等が対象</p> <p>(2)メディケイド 貧困家庭の児童、妊婦等が対象</p> <p>(3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象</p> <p>(4)一般扶助 州、自治体の独自扶助(勤労所得税額控除)</p> <p>・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)</p>	<p>(所得補助)</p> <p>・根拠法令は、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法</p> <p>・管理運営主体は、雇用年金省</p> <p>・財源は国の一般財源</p> <p>・制度の対象者は、一人親等</p> <p>・給付内容は家族構成等を勘案(雇用・生活補助手当(所得関連))</p> <p>・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象、健康状態により就労関連活動グループと支援グループに区分(社会基金)</p> <p>・突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金(その他の扶助)</p> <p>(1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給、</p> <p>(2)地方税給付:地方税納付者に地方税相当額を支給、</p> <p>(3)税額控除:就労や子供の有無により税を還付、</p> <p>(4)年金給付:高齢者に対する最低所得保障</p>
被保護世帯数(千世帯)	1,274(2009年度)	<p>貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助</p> <p>4,114(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>8,870(1997年8月)</p>	—
被保護者数(千人)	1,764(2009年度)	<p>補足的所得保障</p> <p>5,954(2006年)</p> <p>メディケイド 33,579(1997年度)</p> <p>貧困家庭一時扶助</p> <p>11,423(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>21,414(1997年8月)</p>	<p>所得補助、雇用・生活補助手当(所得関連) 2,170</p> <p>住宅給付 4,030</p> <p>地方税給付 5,010</p> <p>年金給付 2,610 (グレートブリテン, 2008年度)</p>
基準額(月額)	<p>生活保護基準(2009年度)</p> <p>・1級地-1における標準3人世帯(33歳男, 29歳女, 4歳子)</p> <p>162,170円</p> <p>・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女)</p> <p>80,820円</p>	<p>補足的所得保障(2006年)</p> <p>・1人当たり 504ドル</p> <p>・夫婦当たり 846ドル</p> <p>食料スタンプ(2004年)</p> <p>・単身世帯 141ドル</p> <p>・4人世帯 471ドル</p>	<p>所得補助(2010年)</p> <p>単身者 18~24歳 週51.85ポンド</p> <p>25歳以上 週65.45ポンド</p> <p>18歳以上のカップル 週102.75ポンド</p> <p>雇用・生活補助(2010年)</p> <p>就労関連活動 週91.40ポンド</p> <p>支援 週96.85ポンド</p> <p>※この他、家族構成等で加算</p>
総支給額(国及び地方)	<p>生活保護費:</p> <p>2兆0,969億円(2009年度)</p>	<p>補足的所得保障</p> <p>約347億ドル(2006年)</p> <p>メディケイド</p> <p>約1620億ドル(1996年度)</p> <p>約204億ドル(1996年度)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>約246億ドル(2004年度)</p>	<p>所得補助、雇用・生活補助手当(所得関連) 86.9億ポンド</p> <p>住宅給付 157.7億ポンド</p> <p>地方税給付 39.6億ポンド</p> <p>年金給付 71.8億ポンド (グレートブリテン, 2008年度)</p>

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	<p>社会扶助(Sozialhilfe)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法令は社会法典第XII編</li> <li>・管理運営主体は、地方自治体及び民間福祉団体</li> <li>・財源は自治体の一般財源</li> <li>・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による)</li> <li>・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼得能力減少の場合は特定給付。その他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。</li> </ul>	<p>積極的連帯所得手当(RSA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法令は、社会福祉・家庭法典</li> <li>・管理運営主体は、家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県</li> <li>・財源は、国の一般財源</li> <li>・制度の対象者は、25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。</li> </ul>
被保護世帯数(千世帯)	—	1,777(2010年4月現在)
被保護者数(千人)	325(2008年末)	7,000(2009年政府予測)
基準額(月額)	<p>通常給付は失業給付Ⅱ基準月額と同額。 他に住居費・暖房費等別途支給。</p>	<p>RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2011年1月1日～12月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者 子どもなし:466.99ユーロ 子ども1人:700.49ユーロ 子ども2人:840.59ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに186.80ユーロが加算</li> <li>・カップル・夫婦 子どもなし:700.49ユーロ 子ども1人:840.59ユーロ 子ども2人:980.69ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに186.80ユーロが加算</li> </ul> <p>※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される</p>
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 岩田正美・岡部卓・清水浩一編(2003)「貧困問題とソーシャルワーク」、日本労働研究機構九州事務所(2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策:Welfare to Workの観点から」、厚生労働省(2007)「平成18年版厚生労働白書」、同省(2006)「社会福祉行政業務報告」、同省(2003)「海外情勢報告2002～2003年」、同省ホームページ、イギリス:directgovホームページ(<http://www.direct.gov.uk>)、DWP(2010) *Income Related Benefits Estimates of Take-Up in 2008-09* (GBのみ)  
フランス:政府公共サービス(<http://vosdroits.service-public.fr/>)、及びRSA(<http://rsa.gouv.fr>)、家族手当公庫CAF(<http://www.caf.fr/>)各ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成